動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中 間試案

第1 動産譲渡に係る登記制度の創設

動産譲渡に係る登記制度を創設するものとし、その内容は以下のとおりとする。なお、登記対象となる譲渡の譲渡人は法人に限定し、登記対象となる動産は個別動産か集合動産であるかを問わないものとする。

(注) 動産譲渡に係る登記制度創設の目的

債権担保のために目的動産の所有権を移転するいわゆる動産譲渡 担保は、動産の譲渡人に目的動産の利用を認め、占有改定によって 対抗要件を具備するのが通常であるところ、占有改定は外形上その 存在が判然としておらず、後行の取引関係者の予測可能性が必ずし も確保されていない。とりわけ、後行の取引関係者が担保目的で譲 渡を受けるものである場合には、占有改定で占有を取得しても善意 取得が成立しないため、想定外の担保目的譲渡に劣後する。

また,担保目的で動産の譲渡を受け,占有改定で対抗要件を備えても,外形上占有改定の存在が判然としないため,占有改定以外の対抗要件を具備した後行の動産譲渡により目的物を善意取得されるおそれがある。

このような問題に可能かつ相当な範囲で対処し、動産担保の実効性をより一層高めることが動産譲渡に係る登記制度を創設する目的である。

なお、外形上占有改定の存在が判然としないため、占有改定により対抗要件を具備しても、後日、動産を取得する者が現れて占有改定の有無、先後をめぐって紛争が生じるおそれがある。外形上はっきりした公示方法である登記制度を創設することは、少なくともこうした紛争が生じるおそれを防止することに役立つ。

1 登記の効力等

(1) A案

(A1案)

ア 法人が行う**担保目的の動産譲渡**を登記制度の対象とするものとする。

- イ 法人が行う担保目的の動産譲渡は、民法第178条の規定にかかわらず、登記をもって第三者に対抗することができるものとする。
- ウ 登記がされた**担保目的の動産譲渡**は、当該登記が、他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができるものとする。

(A2案)

- ア 法人が行う動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。
- イ 法人が行う動産譲渡は、民法第178条の規定にかかわらず、 登記をもって第三者に対抗することができるものとする。
- ウ 登記がされた**担保目的の動産譲渡**は、当該登記が、他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができるものとする。

(注)

A 2 案のウの内容を「登記がされた**動産譲渡**は、当該登記が、 他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後に されたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができる ものとする。」とすべきであるとの意見がある。

※ A1案とA2案とでは、登記対象となる動産譲渡及び登記により 対抗力が付与される動産譲渡を担保目的譲渡に限定するか、真正譲 渡を含む動産譲渡一般とするかという点に違いがある(各案のア及 びイ)。

登記がされた担保目的譲渡のみが先に占有改定により対抗要件を備えた担保目的譲渡の譲受人に対抗することができるという点は、A1案とA2案とに共通している(各案のウ)。

(A案関係後注)

動産譲渡に係る登記制度創設の目的(第1冒頭の(注))からすれば、A1案イ又はA2案イのように、法人が行う担保目的の動産譲渡又は動産譲渡について、広く一般的に登記を対抗要件とする必要はなく、占有改定により引渡しがされた担保目的の動産譲渡に限定して、登記に対抗要件としての効力を付与すれば足りるとの見地から、「法人が担保目的で動産を譲渡した場合において、占有改定により当該動産の引渡しがされたときは、その譲渡は、登記をしな

ければ、担保目的で当該動産の譲渡を受けた者であって占有改定によりその引渡しを受けた者に対抗することができないものとする。」とすべきであるとの意見がある。

(2) B案

(B1案)

- ア 法人が行**う担保目的の動産譲渡**を登記制度の対象とするものとする。
- イ 法人が行う担保目的の動産譲渡は、民法第178条の規定にかかわらず、登記をもって第三者に対抗することができるものとする。

(B2案)

- ア 法人が行う動産譲渡を登記制度の対象とするものとする。
- イ 法人が行う動産譲渡は、民法第178条の規定にかかわらず、 登記をもって第三者に対抗することができるものとする。
- ※ B案は、A案のウに相当する規律を設けないものである。
- ※ B1案とB2案とでは、登記対象となる動産譲渡及び登記により 対抗力が付与される動産譲渡を担保目的譲渡に限定するか、真正譲 渡を含む動産譲渡一般とするかという点に違いがある。

(A案・B案に共通の後注)

占有代理人の占有下にある動産の譲渡

動産が占有代理人の占有下にある場合、例えば、動産が倉庫営業者に寄託されている場合や第三者に賃貸されている場合には、当該動産の譲渡につき登記をもって対抗要件を具備することができるものとすべきではないとの意見がある。

※ 民法第178条 動産二関スル物権ノ譲渡ハ其動産ノ引渡アルニ非 サレハ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス

2 登記情報の開示

(1) 登記情報の開示方法

動産譲渡に関する登記情報の開示に関しては、概括的な登記情報については、何人に対しても開示し、全部の登記情報については、利害関係のある者に対してのみ開示するものとする。

(2) 法人登記簿への記載

動産譲渡登記がされた際に登記の概括的な情報を譲渡人の法人登記 簿に記載する制度の導入については、なお検討する。

3 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

第2 債権譲渡に係る登記制度の見直し

1 債務者不特定の将来債権譲渡の公示

債権担保の実効性を高めるため、債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律による債権譲渡登記制度を見直し、債務者が特定していない将来債権の譲渡について、債権譲渡登記によって第三者に対する対抗要件を具備することができるようにするものとする。

2 法人登記簿への記載

債権譲渡登記がされた際に法人登記簿に記載する制度の在り方については、動産譲渡登記における同制度の導入の必要性の検討とともに、なお検討する。

3 その他

その他所要の規定を整備するものとする。